

北九州市 分区園利用規約

(趣 旨)

第1条 この利用規約は、北九州市の分区園の利用について必要な事項を定めるものとする。

(申込み)

第2条 申込みは同一世帯で一人又は一グループで一人限りとする。

(使用者の決定及び使用手続き)

第3条 申込みのあった利用希望者の中から、抽選により利用者及び区画を決定し、本人に通知するものとする。

2 前項の規定により抽選を行う場合において、利用希望者が当該分区園の区画数を超えるときは、一割相当の補欠者の順位を決定しておくものとする。

3 第1項により当選したものは、別途指定する期日までに「分区園利用許可申請書(様式1)」を北九州市に提出するものとする。

4 次の各号に該当する場合は、分区園の利用ができないものとする。

(1) 申請者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(使用料)

第4条 利用者は、以下に定める使用料を前納する。

12,000円/1区画・年

(利用期間)

第5条 利用期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、利用者は期間の終了までに各々の区画を整理し、原状に回復しなければならない。ただし、第3条に規定の手続きを経て、次年度も継続して使用することが見込まれる場合はこの限りではない。

(利用時間)

第6条 利用時間は、日の出から日没までとする。

(栽培及び管理)

- 第7条 分区園は自主管理とする。利用者は区画を適切に管理すること。
- 2 栽培できる植物は、野菜や花など原則1年間で栽培が終わる作物に限る。樹木等の永年作物の栽培は禁止とする。
 - 3 農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）は飛散しやすく、他の利用者や近隣住民への影響が想定されるため、使用を禁止とする。また、においの強い肥料の使用も禁止とする。
 - 4 利用する区画内の除草は利用者が行うこと。
 - 5 北九州市は、栽培作物及び利用者の物品の損失については、理由のいかんにかかわらず補償は行わない。

(清掃)

- 第6条 利用区画内で生じた野菜ごみは原則持ち帰ることとする。ただし、北九州市がコンポスト等を設置した場合はこの限りではない。
- 2 野菜ごみ以外のごみは必ず自宅に持ち帰ること。

(設備)

- 第7条 利用者は、分区園が設置されている公園内の水道を利用できる。
- 2 作業に必要な器具等は、利用者で準備し、利用の都度、持ち帰ること。

(禁止事項)

- 第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 区画内及び公園内に工作物を設置すること。
 - (2) 営利目的で利用すること。また、公園内で物品を販売すること。
 - (3) 第三者へ貸与すること。
 - (4) 許可を受けていない区画や区画外を耕作すること。
 - (5) 公園内で火気を使用すること。
 - (6) 他の利用者の利用を妨げる行為や迷惑となる行為。

(利用の取り消し)

- 第9条 次の各号に該当するときは、利用を取り消すことができる。
- (1) 利用者が利用取消の申し出をしたとき。
 - (2) 第8条（禁止行為）に各号に掲げる行為をしたとき。
 - (3) 長期間にわたり栽培等がなされないとき。
 - (4) その他管理上必要と認められるとき。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号に定める場合においては、この限りではない。

- (1) 天災等により使用できなくなった場合。
- (2) 公園管理上の理由で使用できなくなった場合。
- (3) その他利用者の責めに帰すことができない事由によって利用できなくなった場合。

(その他)

第11条 社会実験の期間中においては、本利用規約中の「利用希望者」は、「社会実験参加希望者」に、「利用者」は「社会実験参加者」に、「分区園利用許可申請書」は「分区園社会実験参加申請書」に、「使用料」は「社会実験参加料」に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式1（第3条関係）

分区園社会実験参加申請書

年 月 日

北九州市長 様

北九州市分区園利用規約第3条第3項に基づき、下記のとおり社会実験への参加を申請します。また、参加要件確認のため関係官庁への照会を行うことを承諾します。

申請者住所	
申請者電話番号	
申請者氏名（よみがな）	
申請者氏名	
申請者生年月日	M・T・S・H・R 年 月 日
申請者性別	男 ・ 女

※1 北九州市暴力団排除条例第6条および、北九州市分区園利用規約第3条第4項に係る確認事項

参考：北九州市暴力団排除条例第6条（市の事務及び事業における措置）

市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

参考：北九州市分区園利用規約第3条第4項

次の各号に該当する場合は、分区園の利用ができないものとする。

（1）申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者。